

「迷惑メール対策推進協議会」設置要綱

1. 目的

いわゆる迷惑メール問題については、これまで幅広い関係者による様々な対策が進められてきたところであるが、送信手法が巧妙化・悪質化し、また、海外からの迷惑メールの送信が増大している中で、迷惑メール対策に関わる関係者が連携し、効果的な対策の実施に取り組んでいくことが強く求められている。このため、電子メールの利用環境の一層の改善に向け、関係者間の緊密な連絡を確保し、最新の情報共有、対応方策の検討、対外的な情報提供などを行うことにより、関係者による効果的な迷惑メール対策の推進に資することを目的として、「迷惑メール対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

2. 構成

- (1) 協議会は、別紙に掲げる構成員をもって構成する。
- (2) 協議会に、座長及び座長代理を置く。座長は協議会を招集し、主宰する。
座長代理は、座長を補佐し、座長不在のときは、座長に代わり、その職務を遂行する。
- (3) 座長は構成員の互選により選任する。座長代理は、座長が指名する。
- (4) 構成員以外の者であって協議会に参加しようとするものは、構成員の過半数の了解を得て、構成員となることができる。

3. 運営

- (1) 迷惑メール対策に係る実務的な問題に係る情報共有、対策の検討等を行うため、協議会に、構成員の一部（構成員が指名する者を含む。）からなる幹事会を置く。幹事会の詳細については、別に定める。
- (2) 協議会は、必要に応じて、ワーキンググループ等を設置することができる。
- (3) 協議会は、必要に応じて、外部の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (4) その他協議会の運営に関しては、座長が定めるところによる。

4. 事務局

協議会の事務運営は、関係者の協力を得て、財団法人日本データ通信協会迷惑メール相談センターが行う。